

## 事業

## 産婦健康診査について

概要：産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用の助成を実施することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備を図ります。

## ■内容

- 対象者 市内に住所を有する産後 2 か月未満の産婦
- 健康診査内容
  - (1) 問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）
  - (2) 診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
  - (3) 体重・血圧測定
  - (4) 尿検査（蛋白・糖）
  - (5) エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）
- 実施時期
  - (1) 産後 2 週間健診として、産後 3 週未満までの間に実施
  - (2) 産後 1 か月健診として、産後 3 週以降から 2 か月未満の間に実施
- 助成回数 対象者 1 人につき、実施時期にそれぞれ 1 回
- 助成金額 それぞれ 1 回当たり 5,000 円
- 実施方法
  - (1) 市と一般社団法人栃木県医師会及び栃木県病院協会との委託契約を締結して実施します。
  - (2) 健康診査の結果、支援が必要と認められた場合は、実施医療機関と連携し、速やかに必要な支援を開始します。
    - ①保健師、助産師等による家庭訪問、電話等による支援
    - ②産後ケア事業による支援

## ■スケジュール

平成 31(2019)年度から実施予定。